

平成30年度 社会貢献製品支援事業 募集要項

1 事業内容

本事業は、優れた自社技術・製品があっても販路開拓に苦慮している区内中小企業の販路開拓を支援する事業です。区内中小企業の自社製品・技術・サービス（以下「製品」という。）のうち、社会貢献に寄与し、募集テーマに該当する製品について、販路開拓を支援します。区や大手企業等に導入するためのマッチング等販路開拓支援、試作開発助成等の資金支援およびテストマーケティング用の場所の提供支援を行います。試供および導入実績づくりを支援することで、区内企業の更なる販路開拓および認知度向上につながることを目的とします。

2 申請期間

平成30年4月13日（金）～平成30年5月31日（木）午後5時（※必着）

3 申請要件

次に掲げる各号の要件全てを満たすこと。

- (1) 区内に1年以上主な事業所を置く中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（以下「中小企業者」という。）その他区長が認める組合または法人。
- (2) 法人事業税および法人都民税（個人事業主の場合は個人事業税および住民税）を滞納していないこと。
- (3) 品川区に対する使用料等の債務の支払が滞っていないこと。
- (4) グループによる申請である場合、構成企業の3分の2以上が中小事業者であり、当該中小事業者が事業に係る経費全体の2分の1以上を負担すること。

ただし、下記の事項のいずれかに該当する場合は、申請できません。

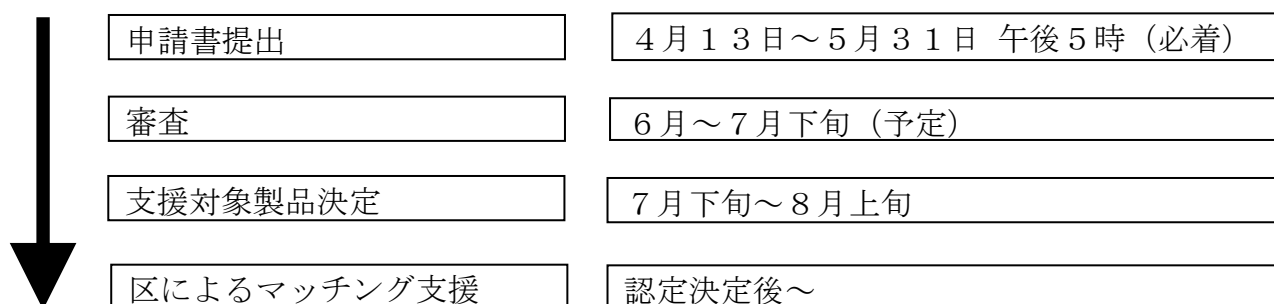
- (1) みなし大企業。なお、みなし大企業とは次に掲げる要件のいずれかに該当する企業をいう。
 - (ア) 一つの大企業（中小企業以外の者）が発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を単独に所有または出資している企業。
 - (イ) 複数の大企業が発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有または出資している企業。
 - (ウ) 役員半数以上を大企業の役員または職員が兼務している企業。
 - (エ) その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられる場合。
- (2) 民事再生法または会社更生法による申立て等、助成事業の継続について不確実な状況である場合。
- (3) 品川区暴力団排除条例に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する場合。

4 対象となる製品・技術（募集テーマ）

以下の要件をすべて満たしていること。

- (1) 自社で開発した製品・技術・サービスであること。
- (2) 以下のテーマのいずれかに該当する製品・技術・サービスであること
 - ①区民が健康で暮らし続けられるもの。
 - ②東京 2020 大会を契機とした区の魅力を引き出すもの（観光やシティプロモーションなど）。
 - ③増大・多様化し続ける行政ニーズに対応するもの。

5 事業全体の流れ



※ 上記日程は、状況により変更される場合があります。

6 申請にあたって

(1) 提出書類

- ①品川区社会貢献製品支援事業認定申請書（区指定様式）
- ②申請企業および製品・技術・サービスの概要（区指定様式）
- ③申請製品・技術の詳細説明資料
- ④提出書類確認チェックシート（区指定様式）
- ⑤企業概要（パンフレット）
- ⑥（法人）法人登記事項証明書（コピー可）
（個人）商号登記に係る登記事項証明書（コピー可）
- ⑦法人事業税納税証明書および法人都民税納税証明書（コピー可）
（個人事業主の場合は、開業届のコピーおよび確定申告書・住民税納税証明書（コピー可）

(2) 区指定様式の入手について

商業・ものづくり課ホームページ「ものづくり支援サイト」よりダウンロードしてください。

<https://www.mics.city.shinagawa.tokyo.jp/>

(3) 留意事項

- ① 提出された書類、参考資料等はお返しできません。
- ② 申請書類は郵送または持参により提出してください。
- ③ ダウンロードした「申請製品・技術・サービスの概要」について記載欄に書ききれない場合は、記載欄の縦方向の枠を増やしていただいで構いません。

ん。また、補足資料を別紙として添付していただいても構いません。ただし、同計画書含め、A4用紙15ページを上限とします。

- ④ 申請書類は片面印刷で提出してください。（両面印刷不可）
- ⑤ 提出期限までに全ての提出書類がそろっていない場合、申請を受付できませんのでご了承ください。

7 審査について

- (1) 1次審査は書類選考とし、提出された書類を基に選考を実施します。
- (2) 1次審査通過者のみ、2次審査を実施します。2次審査は申請内容のヒアリングを行う場合があります。詳細については別途通知します。
- (3) 助成決定における審査内容は、「技術力」「市場力」「当事業への意欲」「社会貢献性」の観点から評価します。
- (4) 審査内容に関するお問い合わせについては、一切応じかねます。

8 認定製品についての支援

認定された場合には、次の支援が受けられます。

- (1) 販路拡大の伴走支援
 - ①ものづくり支援サイト等での支援対象製品のPR
 - ②品川区や大手企業等とのマッチング
 - ③区役所等での導入
(ただし、マッチング後に導入先との商談が成立した場合に限ります。)
- (2) 助成金の支援
 - ①試作開発経費の助成（限度額50万円 助成率2/3）
 - ②クラウドファンディング手数料の助成（限度額20万円 助成率2/3）
- (3) 場所の提供
 - ①区施設等におけるテストマーケティング用の場所の提供

※助成金交付に際し、区長が必要な条件を付す場合があります。

※交付決定額は助成金額の上限額を示すものであり、実績報告書の検査後に助成金額を確定します。

※助成金の交付決定は申請順に行います。予算に達し次第、助成金の申請は終了します。

9 問い合わせ（申請書提出先）

〒141-0033

品川区西品川1-28-3 品川区立中小企業センター2階

品川区地域振興部 商業・ものづくり課 中小企業支援係

TEL : 5498-6340（直通）

FAX : 5498-6338